

平成30年4月25日

都市農業の振興に向けた取組について

埼玉県知事 上田 清司

都市農地はかつて宅地などの予定地とみなされていたが、現在では「都市にあるべきもの」へと位置付けが転換している。新鮮な農作物の供給、防災空間の確保、ヒートアイランド現象の緩和、景観形成など、都市にとって重要な役割を果たすことが期待されている。

一方で、平成34年(2022年)には全国の生産緑地の約8割が指定期間の30年を経過し、都市農地が一斉に失われる恐れのあるいわゆる「2022年問題」が懸念されている。

そのため国は、生産緑地法を平成29年に改正し、指定から30年を経過しても引き続き固定資産税や相続税の税制優遇を受けられるよう新たに「特定生産緑地」を創設した。さらに、生産緑地を第三者に貸しても税制優遇が続くようにする都市農地の貸借の円滑化に関する法律案も国会に提出されている。

地価が高い首都圏の都市部で農業者が営農を継続するためには、こうした税制優遇の動きを理解し活用することが鍵となる。加えて、例えば、農産物の生産だけでなく、これを用いた商品の製造・加工・販売までの6次産業化に取り組むなど、付加価値の高い農業を展開していくことが重要である。また、首都圏では人口流入に伴い宅地に近接した農地が多く、地域住民の理解を得ながら営農を行う必要がある。

こうした状況の中、平成27年に都市農業振興基本法が制定され、地方公共団体は「当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」とされた。都市部の農業者が営農を継続するための支援や地域住民の理解促進に取り組むことは、首都圏の九都県市の共通かつ喫緊の課題となっている。

(提案)

九都県市が一体となって、都市農地の保全と都市農業の振興を効果的に進める方策を検討し、取り組むことを提案する。

(検討内容の例)

- 都市部の農業者が安定的に営農を継続できるよう、税制優遇制度や6次産業化を支援する補助制度などを効果的に周知し、活用を促進する方策
- 地域住民の都市農業に対する理解を促進する方策（広報戦略、農業体験の実施など）
- 都市部の農業者に対する支援制度充実に向けた国への要望

都市農業の振興に向けた取組について

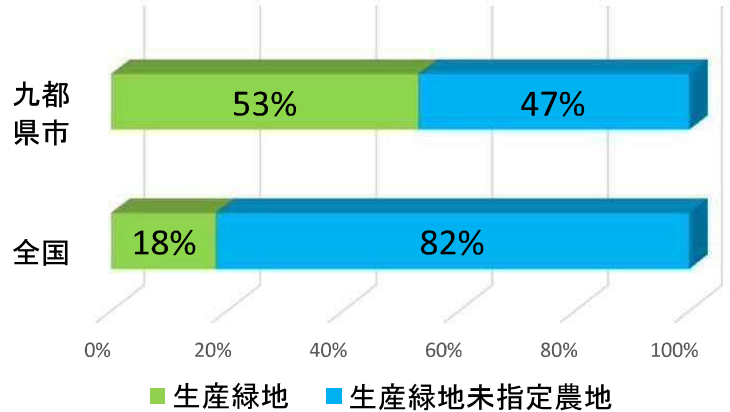
埼玉県
参考資料

1 現状と課題

市街化区域内農地面積(九都県市)

- ・平成28年度の九都県市の市街化区域内農地面積は14,051ha。
- ・このうち生産緑地面積は7,497ha(53.4%)。

■市街化区域内農地における生産緑地の割合



出典：総務省「平成28年度固定資産の価格等の概要調書」、国土交通省「平成28年都市計画現況調査」

都市農地を取り巻く環境

■多様な役割が期待されている

- ・新鮮な農産物の供給
- ・災害時の防災空間
- ・農業体験・学習、交流の場
- ・国土・環境の保全
- ・心やすらぐ緑地空間の提供
- ・都市住民の農業への理解の醸成

2022年
問題

生産緑地の指定から30年経過し、都市農地が一斉に失われる恐れ



首都圏の都市部で農業者が営農を継続するには...

- ・税制優遇などの動きを理解し活用するとともに、6次産業化など付加価値の高い農業の展開が鍵。
- ・地域住民の理解を得ながら営農を行うことが必要。

2 共同取組の提案

九都県市が一体となって、都市農地の保全と都市農業の振興を効果的に進める方策を検討し、取り組む

【検討内容の例】

① 税制優遇制度や6次産業化を支援する補助制度などを効果的に周知し、活用を促進する方策

(埼玉県の取組)

○都市農業振興担当者会議の開催（平成29年度～）

- ・ J A 埼玉県中央会、（一社）埼玉県農業会議と連携し、農業者を支援する市町村・農協の担当者を対象とした研修会を開催

② 地域住民の都市農業に対する理解を促進する方策（広報戦略、農業体験の実施など）

(埼玉県の取組)

○地域と調和した都市農業の振興（平成28年度～）

- ・ 農業者へ：都市住民のニーズを捉えた観光農園経営に向けた研修を開催
- ・ 都市住民へ：農業体験の機会や地産地消の拡大を通じて、都市農業の必要性の理解を醸成

○学校ファームの充実（平成25年度～）

- ・ 「埼玉の子ども70万人体験活動」の中にみどりの学校ファームを位置付け、全ての公立小・中学校で農業体験を実施



▲都市住民の農業体験



▲地産地消の取組（県庁朝市）



▲学校ファームでの活動

③ 都市部の農業者に対する支援制度充実に向けた国への要望

(埼玉県の取組)

○「国の施策に対する提案・要望」を実施

- ・ 意欲ある農業者が営農を継続できるよう税制措置を含め制度の充実を図るよう要望（平成31年度に向けても要望継続予定）